



島根県報

平成29年5月16日（火）

第2,903号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

| | | |
|------------------------|----------|---|
| 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 | (青少年家庭課) | 2 |
| 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 | (障がい福祉課) | 2 |

【告 示】

| | | |
|---|-------------------|---|
| 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 | (高齢者福祉課) | 3 |
| 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出 | (") | 4 |
| 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業廃止の届出 | (") | 5 |
| 島根県里親登録証取扱要綱の一部改正 | (青少年家庭課) | 5 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定 | (障がい福祉課) | 7 |
| 指定施業要件の変更予定保安林（3件） | (森林整備課) | 7 |
| 保安林予定森林 | (") | 8 |
| 保安林の指定の解除（3件） | (") | 9 |

公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第35号）

1 規則の概要

児童福祉法等の改正に伴う規定及び様式の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第36号）

1 規則の概要

様式の整備（様式第3号・様式第11号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第35号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項「含む。」の次に「又は省令第36条の41第3項の規定による申請」を加える。

第18条の2第1項及び第2項中「第1条の33第2項各号に掲げる者」を「第1条の39に規定する者」に改め、同条第3項中「第1条の33第2項第1号に規定する者で里親として認定されたもの（以下「養子縁組里親」という。）又は同項第2号」を「第1条の39」に改め、「養子縁組里親又は」を削る。

第18条の3中「第36条の42第2項」を「第36条の42第3項」に改める。

第18条の6第1項中「第36条の46第1項」の次に「又は第3項」を加え、同条第2項中「養子縁組里親又は」を削る。

様式第17号の3中「養育里親（専門里親を含む。）に限る」を「親族里親を除く」に改める。

様式第18号の3中「養育里親（専門里親）」を「養育里親（専門里親） 養子縁組里親」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の児童福祉法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第36号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第3号の1 総括表中

「

| | |
|--------------------|-------------------------------------|
| 2 原因となつた 疾病・外傷名 | 交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、疾病、先天性、その他（ ） |
|--------------------|-------------------------------------|

」

を

「

| | |
|--------------------|---|
| 2 原因となつた 疾病・外傷名 | 交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他（ ） |
|--------------------|---|

」

に改める。

様式第11号の2 障害所見中

「

| | |
|--------------------|--------------------------------------|
| ② 原因となつた 疾病・外傷名 | 交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 疾病、先天性、その他（ ） |
|--------------------|--------------------------------------|

」

を

「

| | |
|--------------------|---|
| ② 原因となつた 疾病・外傷名 | 交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他（ ） |
|--------------------|---|

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第272号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成29年 5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|------------|----------|-------------|--------------|-------------|
| 合同会社碧 | 訪問看護 | 訪問看護ステーション碧 | 大田市久手町刺鹿1831 | 平成29年 5月15日 |
| | 介護予防訪問看護 | | | |

島根県告示第273号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業又は当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

平成29年5月16日

島根県知事 溝口善兵衛

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|----------------------|--------------|---------------------|------------------|-------------|
| 岩成工業 株式会社 | 介護予防通所介護 | GENK I N E X T 出雲 | 出雲市今市町869番地7 | 平成28年10月31日 |
| 株式会社 Care Innovation | 訪問介護 | ヘルパーステーション MILK | 出雲市斐川町富村1465-1 | 平成28年11月10日 |
| 株式会社 Care Innovation | 介護予防訪問介護 | ヘルパーステーション MILK | 出雲市斐川町富村1465-1 | 平成28年11月10日 |
| 有限会社 フィリンク | 特定福祉用具販売 | 有限会社 フィリンク | 出雲市斐川町神氷2535-11 | 平成28年11月30日 |
| 有限会社 フィリンク | 特定介護予防福祉用具販売 | 有限会社 フィリンク | 出雲市斐川町神氷2535-11 | 平成28年11月30日 |
| 有限会社 幸久の家 | 訪問介護 | 幸久の家ヘルパーステーションゆのつ | 大田市温泉津町小浜イ521-11 | 平成28年11月30日 |
| 有限会社 幸久の家 | 介護予防訪問介護 | 幸久の家ヘルパーステーションゆのつ | 大田市温泉津町小浜イ521-11 | 平成28年11月30日 |
| 株式会社 ケイテン | 福祉用具貸与 | ケアサポートさち | 隠岐郡隠岐の島町栄町571 | 平成29年2月28日 |
| 株式会社 ケイテン | 特定福祉用具販売 | ケアサポートさち | 隠岐郡隠岐の島町栄町571 | 平成29年2月28日 |
| 株式会社 ケイテン | 特定介護予防福祉用具販売 | ケアサポートさち | 隠岐郡隠岐の島町栄町571 | 平成29年2月28日 |
| 株式会社 ケイテン | 介護予防福祉貸与 | ケアサポートさち | 隠岐郡隠岐の島町栄町571 | 平成29年2月28日 |
| 社会福祉法人 よこた福祉会 | 訪問看護 | 訪問看護ステーションまごころ | 仁多郡奥出雲町稲原57番地6 | 平成29年3月31日 |
| 社会福祉法人 よこた福祉会 | 介護予防訪問看護 | 訪問看護ステーションまごころ | 仁多郡奥出雲町稲原57番地6 | 平成29年3月31日 |
| S K サービス 合同会社 | 訪問介護 | S K 介護サービス | 出雲市大津町273番地11 | 平成29年3月31日 |
| S K サービス 合同会社 | 介護予防訪問介護 | S K 介護サービス | 出雲市大津町273番地11 | 平成29年3月31日 |
| 株式会社 丸田 | 福祉用具貸与 | ダスキンヘルスレント島根東ステーション | 出雲市長浜町659-39 | 平成29年3月31日 |
| 株式会社 丸田 | 介護予防福祉貸与 | ダスキンヘルスレント島根東ステーション | 出雲市長浜町659-39 | 平成29年3月31日 |
| 株式会社 丸田 | 特定福祉用具販売 | ダスキンヘルスレント島根東ステーション | 出雲市長浜町659-39 | 平成29年3月31日 |

| | | | | |
|----------------------------|--------------|---------------------|----------------|----------------|
| 株式会社 丸田 | 特定介護予防福祉用具販売 | ダスキンヘルスレント島根東ステーション | 出雲市長浜町659-39 | 平成29年 3 月 31 日 |
| 株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 | 訪問介護 | ウェルネス介護センター 出雲 | 出雲市白枝町551-1 | 平成29年 3 月 31 日 |
| 株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 | 介護予防訪問介護 | ウェルネス介護センター 出雲 | 出雲市白枝町551-1 | 平成29年 3 月 31 日 |
| NPO法人 えんJOY | 訪問介護 | ヘルパーステーションえんJOY | 大田市大田町大田口760-1 | 平成29年 3 月 31 日 |
| NPO法人 えんJOY | 介護予防訪問介護 | ヘルパーステーションえんJOY | 大田市大田町大田口760-1 | 平成29年 3 月 31 日 |
| 社会福祉法人 かなぎ福祉会 | 訪問介護 | 緑ヶ丘ヘルパーステーション | 浜田市浅井町122-2 | 平成29年 3 月 31 日 |
| 社会福祉法人 かなぎ福祉会 | 介護予防訪問介護 | 緑ヶ丘ヘルパーステーション | 浜田市浅井町122-2 | 平成29年 3 月 31 日 |

島根県告示第274号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

平成29年 5 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|-----------------------------|---------|----------------|-----------------|----------------|
| 社会福祉法人 太陽とみどりの里 | 居宅介護支援 | ひだ介護支援室 | 安来市広瀬町西比田1445-6 | 平成29年 3 月 31 日 |
| 株式会社 ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 | 居宅介護支援 | ウェルネス介護センター 出雲 | 出雲市白枝町551-1 | 平成29年 3 月 31 日 |

島根県告示第275号

島根県里親登録証取扱要綱（平成25年島根県告示第330号）の一部を次のように改正する。

平成29年 5 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

第2条第1号中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に改め、同条第2号中「児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第1条の33第2項第1号に規定する者で里親として認定されたもの」を「法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改め、同条第3号中「省令第1条の33第2項第2号」を「児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の39」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 養子縁組里親名簿 法第34条の19に規定する養子縁組里親名簿をいう。

第3条中「養育里親名簿」の次に「又は養子縁組里親名簿」を、「受けた養育里親」の次に「又は養子縁組里親」を加

える。

第5条第2号中「並びに登録年月日」を「、登録年月日並びに有効期間」に改める。

第6条第2号中「養子縁組里親の名簿（児童福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第72号）第18条の6第2項に規定する養子縁組里親の名簿をいう。）に登録されている期間」を「養子縁組里親名簿の登録の有効期間（養子縁組里親の申請により更新されたときは、更新後の有効期間）」に改める。

様式第2号表面中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に改め、同様式裏面中

「

第6条の4 〔略〕

② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であって、第34条の19に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

を

」

「

第6条の4 この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。

(1) 厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者に限る。）のうち、第34条の19に規定する養育里親名簿に登録されたもの（以下「養育里親」という。）

に

(2)・(3) 〔略〕

」

改める。

様式第3号表面中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「養子縁組里親の名簿」を「養子縁組里親名簿」

「
に、登録年月日 年 月 日 を 登録年月日 年 月 日 に改め、同様式裏面中
有効期間 年 月 日
」

「

第6条の4 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であって、養子縁組によって養親となることを希望するものその他これに類するものとして厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第27条第1項第3号の規定により児童を委託する者として適当と認め

を

るものをいう。

② 〔略〕

」

「

第6条の4 この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。

(1) 〔略〕

(2) 前号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望する者（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。）のうち、第34条の19に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの（以下「養子縁組里親」という。）

に

(3) 〔略〕

」

改める。

様式第4号表面中「第6条の4第1項」を「第6条の4第3号」に改め、同様式裏面中

「

第6条の4 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であって、養子縁組によって養親となることを希望するものその他これに類するものとして厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第27条第1項第3号の規定により児童を委託する者として適当と認め

を

るものをいう。

② 〔略〕

第6条の4 この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 第1号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（当該要保護児童の父母以外の親族であって、厚生労働省令で定めるものに限る。）のうち、都道府県知事が第27条第1項第3号の規定により児童を委託する者として適当と認めるもの

改める。

附 則

この告示は、平成29年5月16日から施行する。

島根県告示第276号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成29年5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 指定自立支援医療機関 | | 自立支援医療の種類 | 指定年月日 |
|---------------|--------------|------------------------|-----------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| 医療法人 街道会 小林医院 | 松江市雑賀町264-3 | 精神通院医療 | 平成29年5月1日 |
| そうごう薬局 安来社日店 | 安来市安来町1278-5 | 育成医療 更生医療 精神通院医療 | 平成29年5月1日 |

島根県告示第277号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年9月5日農林水産省告示第1403号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第278号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3に

において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年 5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成12年12月 8日農林水産省告示第1555号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに松江市役所及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第279号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成11年10月19日農林水産省告示第1319号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第280号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市佐野町イ447-1、イ448、イ449、イ449-1、イ450、イ452-3、イ454-5、イ491-4、イ619-4、イ619-5、イ620、イ621、イ622-1、イ622-4、イ622-6
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第281号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年 5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

出雲市湖陵町畑村973-5から973-7まで、974-1、974-7、974-12、974-13、974-15、974-17、974-26、974-28、974-30、974-32から974-35まで、湖陵町三部1498-16、1498-18、1498-20から1498-22まで、1498-51、1498-52

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第282号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年 5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町小坂1057-28から1057-30まで

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第283号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年 5月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町小坂1057-25から1057-27まで

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅